

環境調査結果をお知らせします

市では毎年、河川の水質および底質、長善沼の水質、大気および土壌中のダイオキシン類に関する調査を実施しています。令和5年度の結果は次のとおりです。

1. 河川の水質(年平均値)

【調査日】 令和5年6月29日、8月24日、11月21日、令和6年2月27日

【結 果】 環境基準値を下回り、良好な結果でした。

測定地点	pH	BOD(mg/ℓ)	SS(mg/ℓ)
新忍川	7.7	2.0	22.3
長野落	7.6	5.0	28.7
北河原用水	7.6	2.5	19.3
左幹線用水路	8.4	2.7	12.5
酒巻導水路	7.9	2.8	31.9
環境基準値	6.5～8.5	5以下	50以下

- pH(水素イオン濃度指数)：酸性かアルカリ性かの指標、7が中性
- BOD(生物化学的酸素要求量)：有機物汚濁の指標
- SS(浮遊物質)：水中に漂っている固形物質の量
※測定は年4回、各河川の上流・中流・下流で行っており、左記の結果は各河川の年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

2. 長善沼周辺の水質(年平均値)

【調査日】 令和4年6月30日、11月21日

【結 果】 環境基準値を下回り、良好な結果でした。(単位：mg/ℓ)

	pH	鉄	マンガン	亜鉛	銅	カドミウム	鉛	6価クロム	ひ素	総水銀
5時点	7.3	0.32	0.22	0.01未満	0.01未満	0.001未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.0005未満
環境基準値	6.5～8.5	—	—	—	—	0.001以下	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下

※測定は年2回、長善沼周辺の5地点で行っており、上記の結果は年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

3. 長善沼最終処分場の水質(年平均値)

【調査日】 令和5年4月28日、以降毎月第2金曜日

【結 果】 水質基準値を下回り、良好な結果でした。

	pH	BOD(mg/ℓ)	COD(mg/ℓ)	SS(mg/ℓ)	窒素含有量(mg/ℓ)	電気伝導率(mg/ℓ)
浸出水	6.99	14.1	9.5	13.8	23	—
地下水(新)	—	—	—	—	—	120.50
地下水(旧)	—	—	—	—	—	87.42
環境基準値	5.8～8.6	60	90	60	120	—

4. 河川の底質

【調査日】 令和6年2月28日

【結 果】 底質の暫定除去基準を下回り、良好な結果となりました。

測定地点		総水銀(mg/kg(dry))	ポリ塩化ビフェニル(mg/kg(dry))
長野落	上流	0.01	0.01未満
	中流	0.01	0.01未満
北河原用水	上流	0.02	0.01未満
	中流	0.03	0.01未満
底質の暫定除去基準		25以下	10以下

5. 大気中のダイオキシン類

【調査日】 [夏季] 令和5年8月3日～10日

[冬季] 令和5年12月15日～22日

【結 果】 環境基準値を下回り、良好な結果となりました。

調査地点	ダイオキシン類濃度(年平均値)(pg-TEQ/m)
行田市役所	0.0165
南河原支所	0.0134
地域文化センター	0.0215
環境基準値	0.6以下

※測定は年2回、夏季、冬季で行っており、上記の結果は年間平均値です。
なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

▶問い合わせ 環境課☎556—9530

建築物のアスベスト対策に関する補助制度

県では、民間建築物のアスベスト対策に、アスベスト含有のおそれのある吹付材の含有調査および吹付けアスベストの除却等工事に対する費用の補助をしています。

▶問い合わせ 県建築安全課☎048—830—5525

ブロック塀などの安全点検をお願いします

市では、自身でブロック塀などの内部の鉄筋の有無を探查することができる鉄筋探查機を無料で貸し出しています(要予約)。また、ブロック塀などの点検を簡単に行える点検票を建築開発課で配布(市ホームページからダウンロード可)していますので、ご活用ください。

点検の結果、危険性が確認された場合は、通行者への注意喚起を行うとともに、専門家(一般社団法人埼玉建築士会☎048—861—8221または一般社団法人埼玉建築士事務所協会☎048—864—9313)に相談するなど、速やかに安全を確保するための対応をお願いします。

▶問い合わせ 同課建築指導担当☎550—1551

充電式電池は「有害ごみ」で出してください

粗大ごみ処理場では、集めたごみを機械で細かく破碎して処理しています。破碎作業中、ごみの中に充電式電池が入っていると、強い衝撃により発熱、破裂、発火する恐れがあります。また、不燃ごみの収集車は車内でごみを圧縮するため、この衝撃などによって発火する恐れもあり、事故発生の要因となります。

このため、充電式電池は本体から取り外し、不燃ごみではなく必ず「有害ごみ」として出すようお願いします。本体から取り外せない場合は、本体ごと「有害ごみ」として出してください。なお、充電式電池は可能な限り販売店のリサイクルボックスに入れてください。

充電式電池はこんな物に使われています



- ▶リチウムイオン電池 携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー、ノートパソコンなど
- ▶ニッケル水素電池 電動アシスト自転車、充電式乾電池など
- ▶ニッケルカドミウム電池 電動工具、子機電話、電動歯ブラシなど

▶問い合わせ 環境課☎556—9530または粗大ごみ処理場☎559—0278

木造住宅の耐震診断を無料で行います

市では、木造住宅を対象に簡易な耐震診断を無料で実施しています。古い基準(昭和56年5月31日以前)で建てられた住宅の中には耐震性能が低いものがあり、大地震の際には倒壊してしまう恐れがあります。

自宅の耐震性能を確かめるためには、耐震診断を行うことが必要です。市職員が自宅に伺い診断をしますので、ぜひご利用ください。

▶申し込み・問い合わせ 建築開発課建築指導担当☎550—1551

木造住宅の耐震診断および耐震改修等工事をする方に補助金を交付します

市では、木造住宅の耐震診断および耐震改修等工事をする方へ補助金を交付しています。対象になる住宅は昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および兼用住宅です。補助金額は耐震診断が診断費用の2分の1(上限5万円)、耐震改修工事が耐震工事費用の23パーセント(上限20万円)、簡易耐震改修工事(耐震シェルターや防災ベッドを設置する工事)が改修工事費用の2分の1(上限10万円)です。詳細を建築開発課または市ホームページでご確認の上、申請してください。

なお、申請は診断または改修工事を行う前にする必要がありますので、ご注意ください。

▶申し込み・問い合わせ 同課建築指導担当☎550—1551

行田市空き家利活用補助金を交付します

市では、空き家を交流拠点などに利活用するために改修工事を行う方に補助金を交付しています。ただし、昭和56年6月1日以後に着工した空き家であること、市内事業者で施工を行うこと、改修後5年間または10年間継続して利活用することなどの条件があります。詳細を建築開発課または市ホームページでご確認の上、事前にご相談ください。なお、事前相談の受付期間は8月30日(金)までです。

▶申し込み・問い合わせ 同課空き家対策担当☎550—1551

多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度

県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設などの多数の方が利用する一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

▶問い合わせ 県建築安全課☎048—830—5527